様式第10－４号（評価項目算定用）

技　術　提　案

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | | **㈱○○○○○○** | | |
| 委託業務名 | | **一般国道○○○号 ○○橋橋梁詳細設計業務委託** | | |
| 委託箇所 | | **○○市○○町○○** | | |
| * 提案数は５提案までとし、１提案の字数は200字以内とすること。 * その他「技術提案の作成及び実施に関する留意事項」に基づき作成すること。 | | | | |
| 評価項目 | **評価テーマⅠ**  **○○○○○○○○○○について**  **業務実施上の課題や配慮する必要がある事項とその対応について技術的所見を求める。** | | 評価 | 実施状況 |
| 提案１ | **【課題や配慮事項】**  **・・・は、・・・である。**  **【対応】**  **このため、・・・を行う。** | |  |  |
| 提案２ |  | |  |  |
| 提案３ |  | |  |  |
| 提案４ |  | |  |  |
| 提案５ |  | |  |  |

（注意）様式（字数・行数など）を変更しないこと。

「評価」「実施状況」の欄は記入しないこと。

文字の大きさは10.5ポイント以上とし、簡潔に記載すること。

様式第10－５号（評価項目算定用）

技　術　提　案　添　付　資　料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | | **㈱○○○○○○** |
| 委託業務名 | | **一般国道○○○号 ○○橋橋梁詳細設計業務委託** |
| 委託箇所 | | **○○市○○町○○** |
| 評価テーマ**Ⅰ** | **○○○○○○○○について** | |
|  | | |

（注意）テーマごとに白黒で２枚以内に簡潔に記述すること。カラーで提出しても評価は白黒で行う。

文字の大きさは10.5ポイント以上とし、箇条書きとすること。

概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることは認めない。

**技術提案の作成及び実施に関する留意事項**

**技術提案の作成、評価及び受注後の履行性の確保については、以下により取り扱う。**

**１　作成上の注意**

1. 「様式第10－４号（評価項目算定用）」により作成することとし、評価テーマごとに１枚作成すること。

（様式は県ＨＰ（技術管理課）からダウンロードすることとし、様式の変更は認めない。）

1. 評価テーマごとに、現場条件や業務内容等を踏まえ課題や配慮すべき事項とそれらの対応についての技術的所見を具体的に記載すること。
2. 曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。
3. 各評価テーマに対する技術提案は５提案までとし、１提案あたりの字数は200字以内とする。

なお、句読点及び記号についても全角、半角を問わず１字として数える。

1. 評価テーマごとに「様式第10－５号（評価項目算定用）」により図表等（Ａ４白黒）を２枚まで添付しても良い。資料をカラー版で提出しても評価に当たっては白黒で行う。
2. 技術提案は、課題に対する検討結果（成果）ではなく、当該業務において検討しようとする検討内容や方向性を記載すること。
3. 技術提案書の添付資料については、提案内容の補助資料であることから、過度な費用負担を要する資料を用いることは認めない。

**２　評価方法**

1. 評価テーマの各提案について、課題の把握度と対応の効果により『○：採用』・『－：不採用』・『×：不可』で評価する。
2. 評価点は提案ごとに、『○：採用』＝Ａタイプ２点、Ｂタイプ１点、『－：不採用』＝０点を付与する。
3. 提案数が５に満たない場合、未提案分の評価は『－：不採用』＝０点とする。
4. 重複した内容を複数の提案として提出があった場合は、ひとつの提案のみを評価しその他の提案は『－：不採用』とする。
5. 提案に以下のような不適切な提案が含まれる場合には『×：不可』とし、当該評価テーマのすべての提案を評価しない。

・当該業務に無関係な内容であるなど不適切である。

・法令等の制約や実現可能性などから判断して不適切である。

⑥　規定の文字数及び添付図表等の枚数を超過した場合は、超過分の内容について一切評価

しない。

⑦　優れた提案であっても過度なコスト負担を要する提案については、『－：不採用』と

する。

**３　技術提案の履行性の確保**

1. 原則、受注者から入札時に提出のあった技術提案が、受注者の責により履行されていない場合等は、委託業務成績評定要領に基づき、委託業務成績評定点を減ずる措置を講じることとする。